

浄化槽整備事業（公共）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような助成制度の見直しを行うものである。

浄化槽整備事業総額	18,929百万円
（浄化槽整備費補助金	10,429百万円
循環型社会形成推進交付金	8,500百万円

この他、内閣府に計上している污水处理施設整備交付金により浄化槽整備を推進

助成率・助成先等 1 / 3、市町村

助成要件の緩和

- ・ 合併処理浄化槽を設置する場合の単独処理浄化槽の撤去費の交付対象化

浄化槽の設置に際して支障となる単独処理浄化槽の撤去について、新しく設置する浄化槽の整備と一体のものとみなし、その費用を交付対象とする。

（10万円を限度額に助成）

- ・ 湖沼法指定地域における高度処理浄化槽の普及促進

湖沼法指定地域における浄化槽整備を促進するため、当該地域に限り国庫助成の負担の割合を引き上げる。

助成率 1 / 3 1 / 2

湖沼法指定地域及び第6次水質総量規制の対象地域を市町村設置型の整備戸数の要件緩和地域に追加。

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。